



® 平成 29 年 7 月 13 日 (木)

No. 14486 1部370円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3567-4671

近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆海外商標制度シリーズ⑬

インドの商標制度の概要……………(1)

☆特許庁人事異動……………(9)

☆知的財産関連ニュース報道(中国版) ……(19)

海外商標制度シリーズ⑬

インドの商標制度の概要

特許業務法人RIN IP Partners

弁理士 中川 拓

1. はじめに

インドの商標制度が、急激に変化している。2013年のマドリッド・プロトコルへの加盟をはじめ、長年に亘り蓄積された審査滞貨を一掃し審査期間を短縮化すべく、手続き等の急速な電子化や、一定期間応答がなかった出願に対するみなし放棄命令の大量発行等、話題には事欠かない。

如何なるビジネスであっても、商品やサービスの

出所の目印となる商標は、必要不可欠であり、必ず存在する。そして、自らが安全に商標を継続使用できる状況を確保するために、商標登録を得ることは極めて効果的な手段である。また、商標登録を確保した後は、適切な登録の維持管理が必要であるとともに、商標に蓄積されたグッドウィルを守るべく、他人による不正な使用や登録を排除することが重要である。

鎌田特許事務所

所長 弁理士 鎌田 直也

〒542-0073 大阪市中央区日本橋1丁目18番12号
TEL.(06)6631-0021 FAX.(06)6641-0024



インドにおいて円滑なビジネスを実現するためには、変化を続けるインド商標制度の実情を理解することが肝要である。

2. 基本情報

【国名】

インド

【国土と人口】

国土は、日本の約8.7倍にあたる328万7,469平方キロメートルという広大な面積を有している（インド政府資料 パキスタン、中国との係争地を含む）。首都はニューデリーに置かれている。

人口は、12億1,057万人（2011年インド国勢調査）であり、日本の総人口1億2,696万3千人（2016年3月1日時点の総務省統計局記録）の10倍近い人口を擁している。

【公用語】

公用語はヒンディー語となっているが、その他に憲法で公認されている州の言語が21も存在する。

【歴史】

1947年に英国領より独立し、日本とは1952年国交が樹立された。

【日本との関係】

2000年8月に「日印グローバル・パートナーシップ」構築に合意がなされ、2014年9月にモディ首相

が訪日された際に、両国関係は「特別」戦略的グローバル・パートナーシップへと格上げされた。

また、日本企業による投資や進出も活発で、JETROの情報によると2016年10月時点でインドに進出した日系企業は1,300社を超えた（<https://www.jetro.go.jp/biznews/2017/03/d793f38b0391b5eb.html>）。

インドにとって、日本は、貿易相手国としては輸出・輸入とも第11位となっている（2015年度インド政府資料）。

3. 法律・組織・統計等

【法律・条約等の加盟状況】

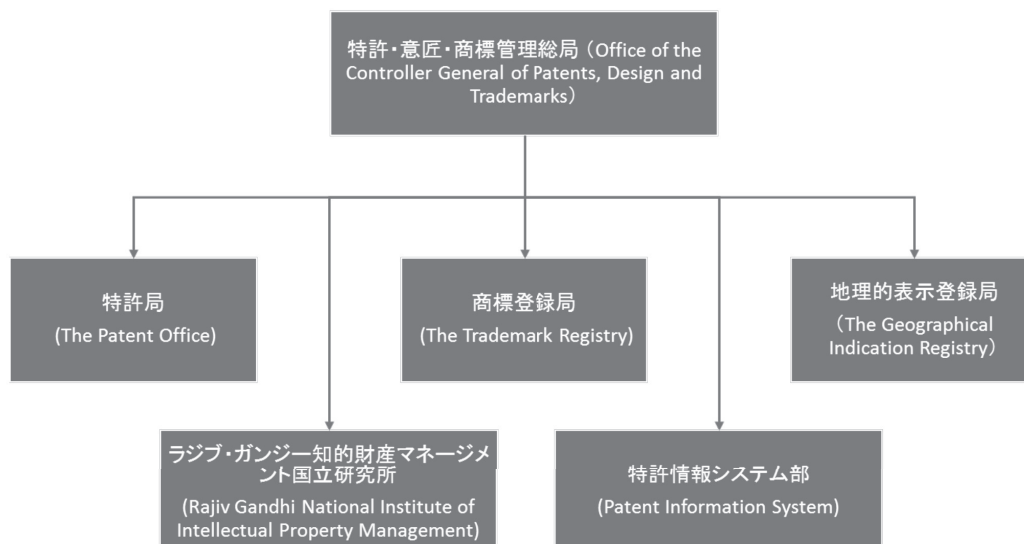
現在の商標法は、1999年商標法（Trademark Act 1999）であり、2010年に改正が行われている。

インドはWTOに加盟しているため、TRIPS協定の履行義務をおっている。また、パリ条約、PCT、標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関するニース協定にも加盟している。2013年にはマドリッド・プロトコルにも加盟した（2013年7月8日発効）。

【組織】

商標登録局（The Trade Marks Registry）は1940年に設立され、現在本部（The Head Office of the Trade Marks Registry）はムンバイに置かれ、支部（branch offices）がデリー・コルカタ・チェンナイ・

インド特許・意匠・商標管理総局の組織図



(インド特許・意匠・商標管理総局の組織図アニュアルレポート2015-2016に基づき作成)